

新型コロナウイルス感染症に伴う **支援策**

南島原市誘客プロジェクト 宿泊キャンペーン第2弾!

☎観光振興課 ☎73-6632

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ市内の経済活動の活性化を目的に、前回好評だった「南島原市誘客プロジェクト宿泊キャンペーン」について、**長崎県民を対象に**第2弾を実施しています。ぜひご利用ください。



- 期間…11月16日(月)～令和3年2月28日(日)
※予算が無くなり次第終了
※年末年始(12月29日(火)～令和3年1月3日(日))は対象外
- 利用方法など
①宿泊施設へ予約する際に、南島原市宿泊キャンペーン対象施設かどうかを確認し、予約してください。
②チェックインのとき、県内在住を証明するものを提示してください。
③体調チェック、3密対策などを徹底し、ご参加ください。



キャンペーン概要、クーポン利用対象店・施設等をご確認できます。

- 補助内容
①宿泊費(国などの補助金差引後)の半額
※長崎県民限定のキャンペーン
※宿泊費の補助上限は1人1泊あたり5,000円
※オプション代、入湯税などは対象外
※支払い方法は現地決済のみ
※「GoToトラベルキャンペーン」と併用可
②1,000円分クーポン券配布
※クーポン券はチェックイン後に、宿泊施設より発行。発行された宿泊施設では利用不可
※クーポン券の有効期限は宿泊日の翌日まで
※クーポン券が利用できる店舗は、市のホームページにて随時お知らせします

新型コロナウイルス感染症に伴う **支援策**

南島原市を元気に! いーとばいキャンペーン

☎商工振興課 ☎73-6633

新型コロナウイルス感染症の影響により、低迷した市内の消費を喚起し、市内の経済活動を活性化させるため、食事や買い物に使えるチケットを配付して、事業者と市民の皆さんとともに元気を取り戻す「南島原市を元気に! いーとばいキャンペーン」を実施します。

※「いーとばい」とは…方言で「いいね」という意味があり、英語でEat(イート・食べる)とBuy(バイ・買う)をかけた言葉です。

㊦全市民 (基準日: 令和2年10月27日)
㊧参加事業所で利用できる、いーとばいチケットを世帯ごとに配付
市民1人あたり…5,000円分(500円×10枚(※))

※すべての参加事業所で使える共通券…5枚
市内に本店がある参加事業所で使える限定券…5枚
11月中に全世帯に案内と申請書を送付していますので、ご確認ください。

●利用期間…12月1日(火)～令和3年1月31日(日)

●利用可能店舗

本キャンペーンに参加する飲食、小売、サービスなどの市内事業者
※いーとばいチケット配付時に店舗一覧を配付します(市ホームページでも確認できます)。



注意事項

- ・いーとばいチケットは現金または金券の購入には利用できません。
- ・いーとばいチケットご利用の際は、釣り銭は支払われません。
- ・いーとばいチケットの盗難または紛失による再発行はできません。

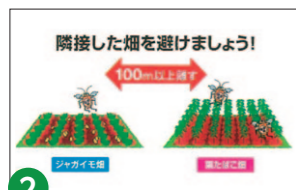
ジャガイモ・葉たばこの病気を防ぎましょう

☎農林課 ☎73-6661

ジャガイモ塊茎えそ病・黄斑えそ病被害を防ぐため、5つのことに注意しましょう。家庭菜園での自家種使用は、発病・被害拡大の原因となります。家庭菜園をする人も種イモの更新については、ご協力をお願いします。



1 種イモの更新



2 ジャガイモと葉たばこ畑が100m離れている



3 適正な農薬散布



4 畑を見回る



5 畑に残ったジャガイモを拾う

農薬の安全使用について

☎農林課 ☎73-6661 または 島原振興局 南島原地域普及課 ☎0957-62-8050

農薬散布が原因と思われる体調不良、作物被害の相談があります。農薬は法律に定められた使用基準に沿って適正に使用しなければ、周囲の作物や人に被害がでます。特に広く使用されているクロルピクリンについては、被覆が必要な農薬です。クロルピクリン使用後はすみやかにポリエチレンシートなどによる被覆を行い、周囲への拡散と流入を防ぎましょう(農薬取締法第十二条第一項)。また、農薬を使用する際は、使用方法を確認するとともに必ず自分の防護、周囲の確認を行いましょう。

新型コロナウイルス感染症に伴う **支援策**

新型コロナウイルス対策事業相談会

☎長崎県よろず支援拠点コロナ対策室 ☎095-895-8088

長崎県よろず支援拠点コロナ対策室は、新型コロナウイルスにより経営などに影響を受けた事業者に対して、目的に応じた補助金や給付金をご案内し、その申請手続きのサポートのため出張相談会を毎月2回実施しています。今月は右記のとおり相談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

- ㊦①12月10日(木)
- ②12月25日(金)
午前9時～午後5時(時間共通)
- ㊧①西有家総合学習センター カムス
②南島原市商工会本所(口之津町)
- ㊨開催日の前日
- ㊩電話で申し込んでください。



長崎県よろず支援拠点ホームページ

ひとりで悩まず相談してください

☎市民課 ☎73-6647 または 長崎地方法務局・島原人権擁護委員協議会 ☎0957-62-2513

12月4日から10日の人権週間に伴い、特設人権相談所を開設します。「嫌がらせ、差別、暴行・虐待、名誉毀損」など、さまざまな悩みごと、心配ごとを人権擁護委員が受け付けます。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

- ㊦12月11日(金)
午前10時～午後3時
- ㊧ありえコレジヨホール
- ㊨不要